

コロナワクチン接種後の副反応に対する診療には初診料等の算定不可—「臨時的な取扱い(その49)」

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その49)」(6/17付)の主な内容は以下の通りです。

- ・予防接種の予診を実施したことに対して、初診料、再診料、外来診療料等は算定できない。
- ・予防接種の実施後に健康状態を観察している間に、何らかの症状が発生し、それに対する診療を行った場合、初診料、再診料、外来診療料は算定できない。処置、検査、投薬等は算定できる。
- ・予防接種を実施した日に、予防接種の前又は後に、別の傷病の診療を行った際は、初診料、再診料、外来診療料、そして処置、検査、投薬等の項目の算定はできる。
- ・訪問看護ステーションの看護師等が、訪問看護指示書に基づいた訪問看護サービスの提供とあわせ、新型コロナウイルス接種後の経過観察を行っても、訪問看護基本療養費療料は算定できる。
- ・あらかじめ訪問看護計画に位置付けられたサービスの日時を、新型コロナウイルス接種の日時に変更することは可能だが、訪問看護計画書に記載し、事前に利用者又はその家族に説明を行うこと。

ワクチン「職域接種」会場に医師等を派遣する場合は、医療法の「巡回健診」の届出が必要

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する職域接種向け手引き」には、「企業等が準備した接種会場において外部から医師等を確保して実施する際に、出張する医師等を外部の医療機関が派遣する場合には医療法に基づく巡回健診の届出を、医師等を個人で雇用する場合には接種会場を新たな医療機関として開設することが必要である」とされています。

高知市が高齢者施設職員へのPCR集中検査の実施へ

高知市は、市内の高齢者施設等で働く職員を対象に、集中的なPCR検査を実施するための補正予算を、現在開会中の6月議会に提出しました。今月末にも実施の方向です。これとは別に、高齢者施設等の入所者の入所時のPCR検査を行っています。いの町では入所時の検査への助成を行っています。

高知県6月補正予算案—5月、6月收入が30%以上減少した事業者への臨時給付金等

2020年12月～2021年1月の事業収入減少に対応して実施した「営業時間短縮要請対応臨時給付金」と同様の給付金で、5月、6月の収入が前年度同月比で30%以上減少した事業所に、減少額を上限に、月25～75万円(2カ月合計で最大150万円)の給付事業が、県の6月補正予算案に盛り込まれています。他に、県営の大規模接種会場設置、「新型コロナ」患者受入体制の拡充(入院即応病床202床⇒226床、宿泊療養施設1施設・81室⇒2施設・221室、感染症疑い患者の入院対応を行う医療機関27病院⇒29病院)、雇用維持臨時支援給付金の対象期間の拡充(5、6月も対象)、病院、診療所でのコロナワクチン個別接種への支援金等の事業も提案されています。

新型コロナウイルス感染症の影響による国保料の減免について

令和3年度も、新型コロナウイルス感染症による影響で収入が減少した方に対する国民健康保険料(税)減免の規定が、各市町村で決められています。今回のFAXニュースの2枚目に、高知市の減免規定の概要をまとめてありますので、コピーの配布や待合への掲示など、ご活用ください。今年度国保料が上がっている自治体も多いので、保険料が払えず受診ができなくなる方が表れることが懸念されます。

国保料(税)の減免ができます

新型コロナウイルス感染症の影響等で収入が減少している方等の国民健康保険料が減免されます。以下に高知市の例の概要を紹介しますが、その他各市町村でも同様の制度があると思われるので、お住いの各市町村にお問い合わせください。

保険料の減免の対象となる方

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯 ⇒ 保険料を全額免除
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次の(ア)から(ウ)までの全てに該当する世帯 ⇒ 保険料の一部を減額(下記参照)
 - (ア) 令和3年における事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が令和2年の当該事業収入等の額の10分の3以上。
 - (イ) 令和2年の地方税法に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額(地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。)の合計額(以下「合計所得金額」という。)が、1,000万円以下。
 - (ウ) 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和2年の所得の合計額が400万円以下。

減免額の算定方法

減免額は、減免対象保険料額(A×B/C)に、下記の表の減免割合をかけた金額です。

A:当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額

B:減少することが見込まれる事業収入等に係る令和2年の所得額

C:被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した令和2年の合計所得金額

減免割合

事業等の廃止や失業の場合	10分の10
令和2年の合計所得金額が300万円以下であるとき	10分の10
令和2年の合計所得金額が400万円以下であるとき	10分の8
令和2年の合計所得金額が550万円以下であるとき	10分の6
令和2年の合計所得金額が750万円以下であるとき	10分の4
令和2年の合計所得金額が1,000万円以下であるとき	10分の2

申請・お問い合わせ先

高知市役所 保険医療課 資格賦課係
Tel(088)823-9360

高知保険医協会 FAX ニュース

発行:高知保険医協会事務局

TEL.088-832-5231